

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	総務省
重点分野名	地方税

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

地方税に関する手続については、地方税法において規定されるとともに各地方団体が条例で定めており、納税義務者等は、これらの規定等に基づき、申告、納付、申請・届出等の各行為を行う必要がある。

② 電子化の状況

法人住民税・法人事業税（地方法人二税）等の地方税の申告については、全地方団体に対して、地方税ポータルシステム（eLTAX）により、インターネットを利用してオンラインで行うことが可能である。法人設立届出等の各地方団体の条例等に基づき求めていいる申請・届出等についても、eLTAXにより、インターネットを利用してオンラインで行うことが可能である。

また、eLTAXでの電子申告と連動した納付手続については、22団体においてインターネットバンキング等を通じたオンライン納付を行うことが可能である。

なお、地方法人二税における申告手続のオンライン利用率（2017年度実績）は65.8%（大法人54.4%、中小法人66.6%）となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

地方税の特性（複数の地方団体への手續が必要、賦課課税の税目が多いなど）を踏まえ、全国共通のシステムを利用した税務手続の電子化を推進することにより、納税者の利便性向上と官民双方のコスト削減を図ることが重要である。

こうした観点から、以下に掲げたコスト削減のための取組内容について、スケジュールに沿って着実に進める。

(1) 大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率100%

平成30年度（2018年度）税制改正において、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、2020年4月1日以後に開始する事業年度について、内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金

の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社を対象として、法人住民税・法人事業税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

併せて、円滑な電子申告のための環境整備として、地方団体間及び国税当局・地方団体間の共通入力事務の重複排除（後掲(4)ロ(ロ)及び(5)イ(ニ)）や認証手続の簡便化（後掲(4)二）を行うこととした。

さらに、地方税共通納税システムの導入により、電子申告と電子納税を一連の手続として行えるようにすることで、eLTAXの利便性を向上させる（後掲(4)イ）。

今後は、大法人の法人住民税・法人事業税のeLTAX利用率100%という目標達成に向け、地方団体の協力を得つつ、電子申告が義務化されることに加え、こうした環境整備・利便性向上に関する取組についても引き続き周知を図る。

(2) 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%

平成30年度（2018年度）税制改正において、大法人の電子申告義務化と併せて措置することとした円滑な電子申告のための環境整備策（地方団体間及び国税当局・地方団体間の共通入力事務の重複排除や認証手続の簡便化）は、中小法人にも適用される。

また、地方税共通納税システムの導入により、電子申告と電子納税を一連の手続として行えるようにすることで、eLTAXの利便性を向上させる（後掲(4)イ）。

中小法人の法人住民税・法人事業税のeLTAXの利用率70%以上という目標達成に向け、こうした環境整備・利便性向上の周知も図りながら、利用勧奨や広報・周知等、eLTAXの普及に向けた取組を一層進める。

なお、電子申告の義務化も含めた、中小法人の更なる利用率向上の方策については、こうした環境整備・利便性向上の効果やeLTAX未利用法人の実態等を踏まえ、中小法人のICT環境も勘案しつつ、引き続き検討を行う。

(3) 電子納税の推進（地方税共通納税システムの導入）

【2019年10月実施予定】

一定の地方税（※）について、納税義務者等がeLTAX運営主体が運営する地方税共通納税システムを利用することで、全地方団体に対して、一度の手続で電子納税することができる仕組みを導入する。

（※）個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税、法人事業税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。）。

（注）地方税共通納税システムによる電子納税は、インターネットバンキング等を通じたオンライン納付及びダイレクト納付（電子申告を行う納税者があらかじめ金融機関口座を登録しておくことにより、地方税共通納税システムを通じて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式）のいずれも可能とする。

(4) eLTAX の使い勝手の大幅改善

事業者の負担感減少に向け、以下に掲げる施策を通じて eLTAX の使い勝手の改善を進める。併せて、ホームページ等を通じて eLTAX の操作性等の利用満足度に係るアンケートを引き続き実施し、eLTAX の使い勝手の検証を行うとともに、その検証結果を踏まえた更なる改善を検討・実施していく。

イ eLTAX の利便性向上に資する地方税共通納税システムの導入

【2019 年 10 月実施予定】

前掲(3)の地方税共通納税システムの導入により、eLTAX の利用者が電子申告と電子納税を一連の手続として行えるようにすることで、eLTAX の利便性を向上させるとともに、2019 年 10 月のシステム稼働に向けて地方団体とともにその利活用による利便性向上について周知を図る。併せて、国税当局と協力してダイレクト納付の利用勧奨を行っていく。

ロ 複数地方団体への電子申請、電子申告の利便性向上

(イ) 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化

【2019 年 9 月実施予定】

複数地方団体へ同一内容の法人設立届出書等を電子的に提出する際に、電子的提出の一元化を可能とする。

また、その提出の際に必要となる各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

なお、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(2016 年 10 月 31 日 CIO 連絡会議決定) 及び「デジタル・ガバメント実行計画」(2018 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき法務省が 2020 年度までに構築することとされている各行政機関に登記情報を提供する仕組を活用することにより、登記事項証明書（商業）の添付省略を図ることを検討する。

(ロ) 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除

【2019 年 9 月実施予定】

複数地方団体へ地方法人二税の電子申告を行う際に、共通項目を一括で入力し、その後に個別項目を入力することで地方団体間の共通入力事務の重複排除を可能とする。

また、その申告の際に必要となる各地方団体への電子署名について、一括付与を可能とする。

ハ eLTAX の送信容量の拡大等【2019年9月実施予定】

eLTAX により申告書等を送信する場合において、1送信当たりのデータ送信容量の拡大を行うとともに、明細書に記入できる行数の上限見直しを行う。

二 認証手続の簡便化

(イ) 法人納税者の認証手続の簡便化【2018年4月実施済み】

- ・ 法人事業税等の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印のみで足りることとした（書面申告の場合も含めて措置）。
- ・ 法人納税者が eLTAX を利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者（当該法人納税者の役員及び職員に限る。）の電子署名等を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信を要しないこととした。

(ロ) マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略

【2019年度中実施予定】<新規>

マイナポータルを利用して eLTAX により法人設立届出書等の設立関係書類の申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名等の送信を行うときは、eLTAX において電子署名等の送信を要しないこととする。

（注）法人設立に必要な手続は、オンライン申請の場合であっても、「登記・供託オンライン申請システム」、「e-Tax」、「eLTAX」、「e-Gov」という4つの異なる申請システムにおいて個別に実施することが求められていたことから、マイナポータルを活用したワンストップサービスを提供すべく、「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定）において、登記後の手続のワンストップ化は2019年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は2020年度中に実現することとされたことを踏まえた施策。

(ハ) オンラインによる本人確認手続の見直しへの対応

【内閣官房のガイドラインを踏まえ対応】

eLTAX を利用して行う手続における電子的な本人確認については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（2019年2月25日CIO連絡会議決定）を踏まえ、関係府省庁におけるガイドラインへの対応と整合性を取りつつ適切に対応する。

ホ eLTAX 受付時間の更なる拡大【2019年9月実施予定】

eLTAX の受付時間について、2019年9月から、年末を除く毎月の最終土日の稼働を開始するとともに、所得税等の申告集中期である1月中旬から3月中旬は、土日を含

めて全ての日に稼働できるよう運用日を拡大する。

その他の土日や年末年始の対応等については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえて、引き続き検討する。

(注) eLTAX はこれまでも、運用日については、給与支払報告書の提出期間、所得税確定申告期間及び地方法人二税申告集中期間について土日を追加しており、受付時間についても、8:30 から 24:00 まで運用するなど順次拡大を図っている。

ヘ その他の eLTAX ソフト (PCdesk) の利便性向上

(イ) 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【2019 年 9 月実施予定】

法人納税者が異動届出書を提出した際に、eLTAX に登録されている当該法人納税者の情報への自動反映を可能とする。

(ロ) 法人番号の入力による法人名称等の自動反映【2019 年 9 月実施予定】

eLTAX ソフト (PCdesk) により各種手続を行う場合において、法人番号の入力により法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報(法人の名称及び所在地等の本店情報) を自動的に反映する機能を整備する。

(ハ) メッセージボックスの閲覧方法の改善【2019 年 9 月実施予定】

eLTAX ソフト (PCdesk) の WEB 版の機能拡充及びスマートフォン版の導入により、インターネットからメッセージボックスの内容を閲覧できるようにする。

(二) ヘルプデスクの環境整備【2019 年 9 月実施予定】

利用者の質問への対応を充実させるため、ヘルプデスクの環境を整備するなどの対応を行う。

(ホ) 利用可能文字の拡大【2019 年 9 月実施予定】

e-Tax における利用可能文字に対応する。

(5) 国税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

イ 電子的提出の一元化等

(イ) 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進

地方団体の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して電子的に作成された所得税及び復興特別所得税申告書等について、e-Tax へのデータに

による引継ぎを推進する。

(注) 国税当局において、2017年1月以降、地方団体による本人確認を前提として、納税者の電子署名及び電子証明書を不要とするとともに、自宅等からのe-Taxと同様、第三者作成の添付書類について、その記載内容を入力することで、当該書類の提出又は提示を省略可能としている。

(口) 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進

2017年1月以降、国税当局と地方団体それぞれに提出している給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAXによるデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能としたところ、この取組を引き続き推進する。

**(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化
【2020年3月実施予定】**

法人納税者が設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

(注1) 個人納税者の上記同様の手続について、データ様式の統一化等の検討を行い、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

(注2) 法人設立手続については、総務省としても、関係府省庁と連携し、上記(4)ニ(口)の政府方針に則って適切に対応しつつ、上記施策についても、政府全体によるワンストップサービスと整合性を図る。

(二) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【2020年3月実施予定】

地方法人二税の電子申告手続時の複数地方団体への申告に共通する事項の重複入力の排除の実現に併せ、国税当局と連携して、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。具体的には、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善やe-Taxソフトにおける法人税申告情報のエクスポート機能の実装等と併せ、eLTAXソフト(PCdesk)において重複項目に係るデータをe-Taxからインポートする機能を実装する。

(木) 財務諸表の電子的提出の一元化 【2020年4月実施予定】

法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告をe-Taxにより行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税当局・地方団体が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出を不要とする。

(注) その他の法人税関係書類（法人税申告書等）についても、国税当局・地方団体間の情報連携を推進する。

□ e-Tax と eLTAX の連携

(イ) e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進【2017年度以降順次実施】

e-Tax と eLTAX 双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、e-Tax と eLTAX との間で利用可能な文字、システム改修のリリース日、仕様書の記載方法等の統一化について、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ検討を行い、順次対応を進める。

(ロ) e-Tax ソフトと eLTAX ソフト（PCdesk）との連携の推進

【2020年3月実施予定】

上記イ（電子的提出の一元化等）に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-Tax と eLTAX 双方のソフト間の連携等を図る。

(6) その他

イ 税務相談の充実【順次検討】

税務相談について、相談窓口の増加、納税相談の事前予約方式の拡充など、相談機会の充実及び手法の多様化に向けて、地方団体に対して助言する。

□ 情報提供ネットワークシステムの活用

2017年11月から情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されたところであり、社会保障分野等における申請手続の際に課税（所得）証明書等の添付が不要となるなどの納税者の利便性向上のために、引き続き情報連携の円滑な運用に取り組む。

ハ 従業員に関する社会保険・税手続の簡便化

「未来投資戦略2018」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2018年6月15日閣議決定）において、従業員に関する社会保険・税手続についての電子化・簡便化を進めることとしている。その中で、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、2020年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進することとされていることを踏まえ、従業員のライフイベントに伴い特別徴収義務者が行う個人住民税の手続においても、内閣官房を中心として関係省庁とともに電子化・簡便化を進めるよう検討を進める。

なお、以上の取組の全体を通じて、下記の点に留意が必要。

※ 地方団体の理解と協力等が前提となるため、取組内容や実施時期等に変更が生じる場合があり得る。

参考資料

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年十二月十三日法律第百五十 一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。